

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

1 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が **10 km** 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、建設業法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設 又は多数の者が利用する施設 等に関する重要な工事について、より適切な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

●上記、当面の取扱いに該当する工事の例を以下に挙げる。

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川（本・支川又は流入する水路）における同種・類似工事
- ・道路における同種・類似工事
- ・下水道の同種・類似工事
- ・水道の配水管の移設、布設等の同種・類似工事
- ・公園や区画整理の同一区域内の同種、類似工事
- ・建築物の同一敷地内の同種・類似工事

等

● 「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・ 工事間で土砂等を流用する工事

ただし、仮置き場として共有する場合は除く。

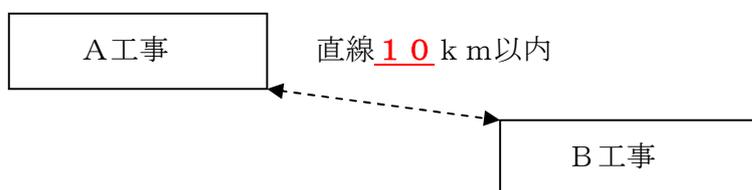
- ・ 工事用道路を共用する工事

- ・ 現道規制の調整を要する工事

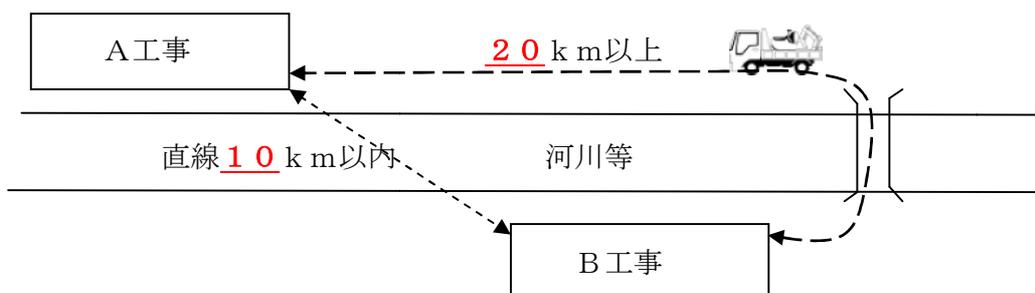
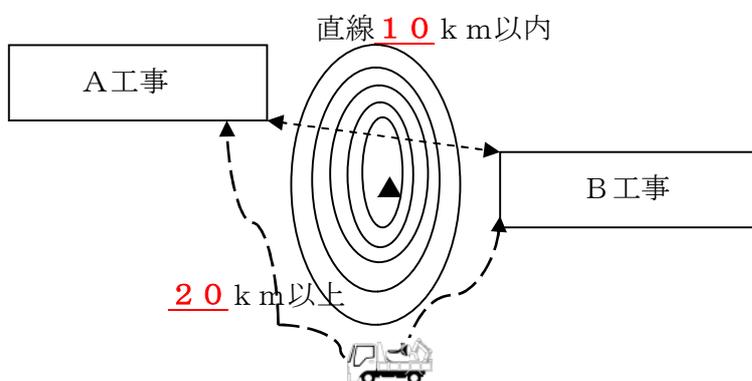
- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程の調整を必要とする工事

- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等

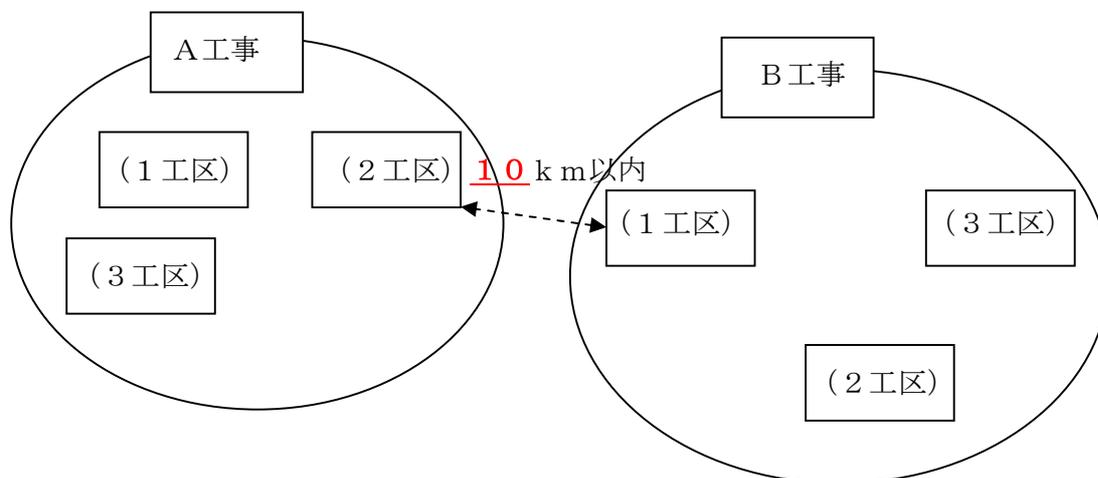
● 「工事現場の相互の間隔が 1.0 km 程度」の判断基準は、地図上で工事現場間を直線で結んだ距離が 1.0 km 以内とする。（極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。）



● 直線 1.0 km 以内であっても山地、河川等迂回路の距離が長い場合は認められない。（迂回路の距離が長い場合とは直線の倍の距離の 2.0 km 以上とする。）

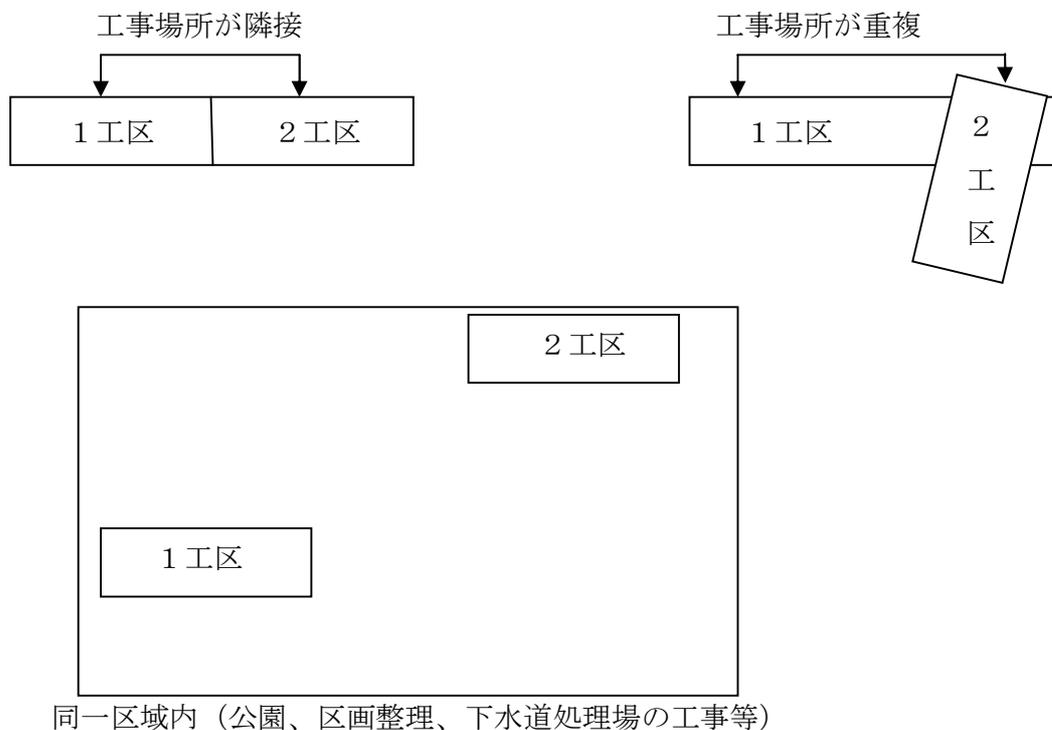


●複数の施工箇所を有する工事の場合、最も近接する施工箇所間の距離を基準としてよい。
 また、計測する位置は、仮囲いがある場合はその仮囲い端部の最短距離とし、仮囲いがない場合は施工する工作物の端部の最短距離とする。



●当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は原則 2件までとする。

なお、従来どおり、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が隣接した場所（重なる場合を含む。）又は同一区域内において施工する場合には、同一の専任の主任技術者が二以上の工事を管理することができる。



●建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、他の工事の主任技術者との兼務を行う場合は、主任技術者の兼任届（様式）を提出するものとする。（専任を要しない技術者どうしの兼務については届出の必要はない。）

なお、受注者が他の工事の入札に参加する場合において、事前に当該入札参加予定工事の主任技術者との兼務について連絡等があった場合の兼務の可否については、当該入札参加予定工事の発注者が判断する。

●兼任できない者

前年度、豊橋市又は豊橋市上下水道局と契約した工事の成績において、現場代理人又は主任技術者として 70 点未満の工事成績の担当者であった者は、専任が必要な工事の管理の兼任は認めないものとする。

●適用日

平成 26 年 5 月 1 日